

一般寺院の 災害対応マニュアル

～「いざ」という時のために～



浄土真宗本願寺派



はじめに

1. 本マニュアルの目的

- ・ 2011(平成 23)年の東日本大震災においては、激しい地震動に加え、直後の大津波により太平洋沿岸地域を中心に甚大な被害をこうむりました。今後、「南海トラフ大地震」が発生した場合には、東日本大震災を大幅に上回る被害の発生が想定されています。
- ・ 本マニュアルは、今後発生が想定される大規模地震やそれに伴う津波等が発生した際に、寺族・門信徒や地域住民を守るために、各寺院が行うべき対応をまとめたものです。
- ・ さらに、日常から準備・検討しておくべき事項も併せて記しています。平時から本マニュアルに記載の内容をもとに、地震や津波が「いざ」発生した際に、各寺院がスムーズに対応できるように事前の検討や準備も進めておきましょう。
- ・ 水害等、他の災害が発生した場合も、本マニュアルの記載内容をもとに柔軟に対応できるように日頃から備えておきましょう。

2. 本マニュアルの使い方

- ・ 災害発生時に対応すべき事項を、対応すべき順番に具体的な方法を記しています。各寺院においては、平時からこの内容を十分に理解しておき、「いざ」災害が発生した際は、その状況に応じて柔軟に対応できるようにしておきましょう
- ・ 併せて、災害発生時の対応事項をスムーズに実施するために平時から各寺院で検討や準備しておくべき事項を併記しています。各寺院においては、この内容をベースに各寺院の実態に応じた必要な準備等を進めておきましょう。

I. 災害発生時の対応と事前の備え

【地震発生直後】



発生直後は、**自身と周りの人の安全確保を最優先**に対応しましょう。

1. 安全確保の実施・指示

・地震の揺れに遭遇したら、まず**自身の安全確保**に努めましょう

●危険なものからできるだけ離れましょう。

(例) 照明器具や窓、テレビ等 ⇒ 破損、落下、転倒の恐れがあります。

●机等の下に身を隠し、机等の脚につかまりましょう。

または、鞆や上着などで頭部を保護し床に伏せる等、低い姿勢を保ちましょう。

●揺れが続いている間は、無理に動かないようにしましょう。

⇒ 慌てて外に飛び出すと危険な場合があります。

(外に避難する場合はガラス等の破片で足下を怪我しないよう、可能な限り履き物を履くようにしましょう。)

●自身の安全確保と同時に、周り(声の届く範囲)の人にも安全確保を行うよう知らせましょう。

(屋外にいた場合)

●建物・壁から離れ、落下物・転倒物等に注意しましょう。

(エレベータに乗っていた場合)

●全ての階の停止ボタンを押しましょう。

そして、停止した階で危険がなさそうな場合はそこでおりましょう。

●もしエレベータに閉じ込められたら「非常用呼出ボタン」等で外部と連絡をとりましょう。

2. 二次災害防止策の実施・指示

・地震の揺れが一旦収まったら、引き続き自身と周りの人の安全確保に努めつつ、**二次被害防止**を行います。

●負傷者の確認

・自身が負傷していないか、また、周りに負傷者がいないか確認しましょう。

・けが人等がいた場合は、安全な場所に移動させましょう。

・一人では対応できない場合は大声で助けを呼ぶようにしましょう。

●出口確保

- ・ドア・窓を開け、出口を確保しましょう。

●出火防止・火の始末

- ・ガスの元栓を閉めましょう。
- ・電熱製品等のコンセントを抜きましょう。(ブレーカーを切る)
- ・火種(灰皿の煙草等)を消しましょう。

平時に必要な準備(チェックリスト)

＜基本動作の周知・徹底＞

- ◆実際の災害発生直後には、このマニュアルも含め、何かをみて行動する余裕はありません。
- ◆地震発生直後に「1. 安全確保の実施・指示」や「2. 二次災害防止策の実施・指示」に示した行動が反射的に取れるように、日頃から訓練しておきましょう。(基本的な動き方は、何も見ずに動くことができるように身につけておきましょう。)

＜落下・転倒・移動防止策の実施＞

- ◆安全確保や重要な物品や資料等の保全のため、家具や棚、電子機器等の固定等を予め行っておくことが肝要です。

【対策の実施例】

- | | |
|---|--|
| □ | <p>□ <u>転倒防止</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・棚・家具の壁への固定(ストッパーの活用等) (※どうしても家具等を壁に固定できない場合は、家具同士を連結し、奥行きを確保することで安定度を向上させることも有効です。) ・仮に転倒した場合も、避難経路を塞がないようにした配置にする |
| | <p>□ <u>落下防止</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロッカー等の飛び出しストッパーの取付 ・TV、PC等の固定(滑り止めシート・ベルト等を活用) ・重いものは下の方に置く |
| | <p>□ <u>キャスター付き器具の移動防止</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストッパーの取付 |
| | <p>□ <u>飛散防止(窓ガラス、蛍光灯等)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガラス飛散防止フィルムの貼り付け |
| | |

【揺れがおさまった後】



この段階では、**境内地内の人々を守るための判断を住職自身が責任をもって行う必要があります。**

3. 避難是非の判断

・揺れが収まった後、避難が必要かどうか判断します。

●以下の項目に一つでも該当する場合には、緊急避難を実施します。

☐	所在する市区町村から避難勧告または避難指示が発令された場合
☐	気象庁から津波警報または大津波警報が発令された場合
☐	境内地内で火災の恐れがある場合 (出火している、煙が出ている、ガスのにおいがする等)
☐	境内地周辺で火災が発生しており、延焼のおそれがある場合
☐	土砂崩れ等の二次被害の恐れがある場合
☐	倒壊の恐れがある場合 (建物の全部又は一部が崩壊している、建物が傾いている等)
☐	隣接建物や鉄塔等が境内地の方向に傾いている
☐	境内地周辺の地盤が大きく陥没または隆起している場合
☐	柱や壁に大きなX字状のひび割れがある、鉄筋が露出している場合 (鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建物の場合)



平時に必要な準備（チェックリスト）

＜寺院所在地の危険性確認＞

◆寺院が所在する地域の危険度を以下のような手順で確認します。

【確認手順】

（１）ハザードマップの入手

- ・地元自治体に照会し、ハザードマップを入手します。
- ・地震発生に伴う津波浸水や液状化等のほか、洪水等の水害、土砂災害、高潮、火山噴火等のように、自治体によって準備しているハザードマップの種類は異なりますが、一通り入手しておきましょう。

↓

（２）境内地の想定被害の確認

- ・入手したハザードマップから寺院所在地で想定されている被害（浸水の可能性等）を確認します。
- ・境内地の被害が想定される場合には、災害発生時の避難場所や経路を検討します。（「４．緊急避難の実施・指示」参照）

◆特に津波被害が想定される場合は緊急の避難が必須となりますので、津波避難の対象となるかどうか、しっかり確認しましょう。

＜寺院建物の耐震性確認＞

◆以下の簡易診断を用いて、寺院建物の耐震性をチェックしましょう。

☐	建物が建てられたのは1981（昭和56）年5月以前である
☐	今までに大地震・洪水・火災等にあったことがある
☐	建てた後で増改築をしている
☐	境内地は埋め立てや盛り土をした土地である
☐	崖の近くや海岸べりに立地している
☐	屋根は葺き土の瓦葺きである
☐	柱は玉石の上に束立てしただけである
☐	東西南北に外壁がない面がある
☐	建付けの悪い戸や窓がある
☐	老朽化して腐ったり白アリにくわれている箇所がある

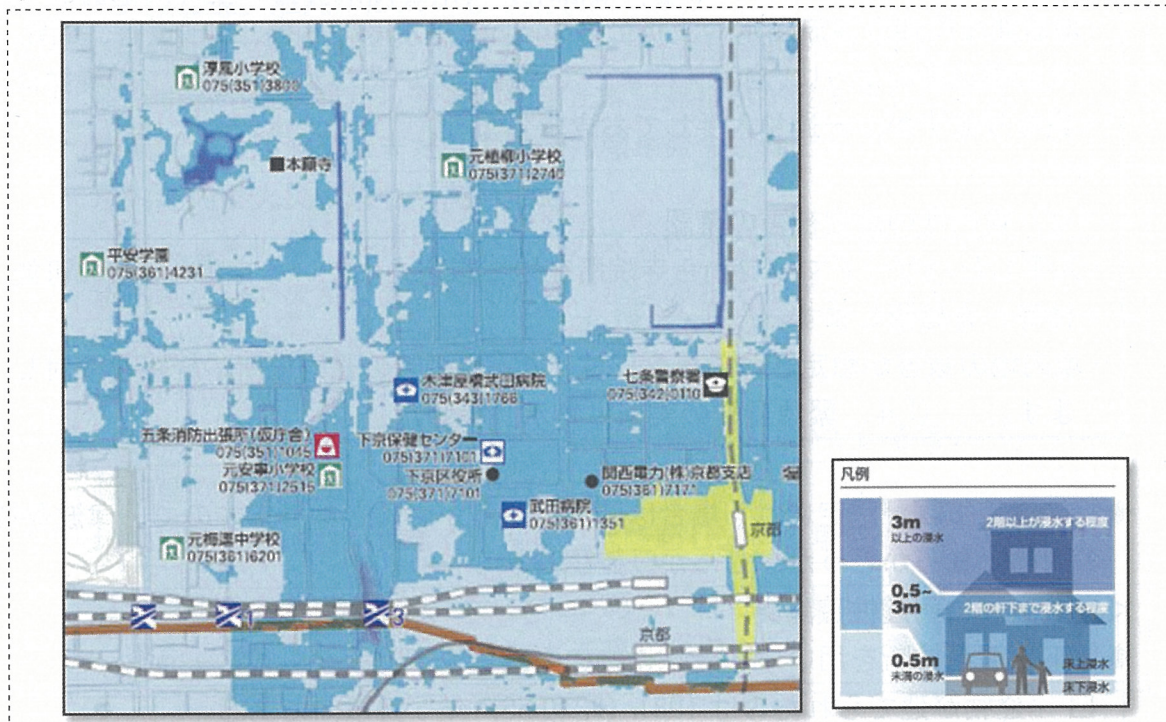
◆簡易診断で一つでも該当する項目があり、専門業者による耐震診断を行ったことがない場合は、専門業者に依頼して寺院建物がどの程度の地震まで耐えることができるのか、確認しましょう。

（自治体が診断助成をしている場合もあるので地元自治体に確認しましょう。）

【参考】「ハザードマップ」とは・・・

- ・ 自然災害に伴う被害を地図上に表現したもので、地震や津波のほか、水害、火山等のような災害ごとに作成されています。
- ・ 一般的に各自治体ごとにハザードマップを作成しています。
(なお、名称は「ハザードマップ」「防災マップ」等自治体によって異なります。)

(例)「京都市防災マップ水災害編」(京都駅周辺を抜粋)



- ・ 各自治体が公表しているハザードマップは、以下のURLから入手することも可能です。

<国土交通省ハザードマップポータルサイト>

<http://disaportal.gsi.go.jp/>

- ・ ただし、全ての自治体が最新のハザードマップを公表している訳ではないので、地元自治体に確認をとる方が確実です。
まずは、所在地の自治体に問い合わせてハザードマップを入手し、所在地の危険度を確認しましょう。

【避難が必要な場合】



迅速な対応が求められます。
日頃からの訓練で対応できるようにしておきましょう。

4. 緊急避難の実施・指示

・緊急避難は以下の要領で実施します。

●避難先の選定

- ・事前に決めた第1候補の避難先への避難を指示します。
- ・第1候補へ安全に避難できないと判断される場合は、第2候補へ避難します。
(可能な限り避難先や避難経路の安全性を確認した上で、避難先を選定することが必要ですが、特に津波の場合は緊急性が優先されるので、早急な判断が肝要です。)

●避難指示・避難誘導の心得

・避難指示・誘導を行う際は、以下の事項に留意しましょう。

- ・自らの安全性を確保した上で、避難指示・避難誘導を行います。
- ・迅速に、冷静に、大きな声で、大きな動きで明確な指示等を行います。
(避難者はパニックに陥る傾向にあります。)
- ・拡声器(ハンディメガホン)、放送等で、明確に「避難先」を指示します。
- ・入口に近い者(部屋)から順番に避難させます。
- ・夜間の場合は、懐中電灯の使用を呼びかけます。
- ・災害時要援護者を援護する人を決め、避難を補助します。
(必要に応じて車イスを移送手段として使用しますが、その場合は複数人で対応します。)
- ・エレベーターは使用しないようにします。
- ・エレベーターに閉じ込められている人がいないか確認します。
- ・トイレ・駐車場の車内等、境内地内に逃げ遅れている人がいないか確認します。
- ・避難先へ危険が及びそうな場合は、さらに安全な場所に避難します。
- ・テレビ、ラジオ、携帯電話等で正しい情報を収集します。

<津波の場合>

- ・強い揺れを感じたり、警報等が出されたら、直ちに避難します。
- ・原則として、徒歩で避難します。
(自動車での避難は渋滞を招く可能性があります。)
- ・津波は繰り返し襲ってきます。警報・注意報解除までは避難先に留まります。

●避難完了の確認

- ・自身の安全を最優先にしつつ、境内地内の残留者の最終確認を行います。

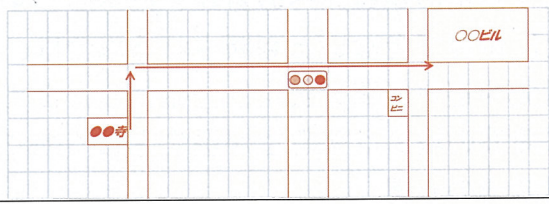
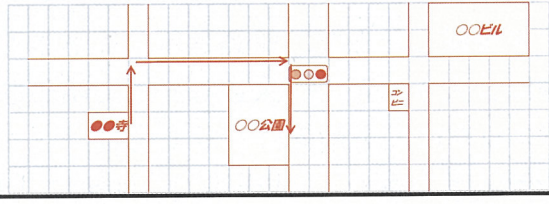
平時に必要な準備（チェックリスト）

<避難先、避難経路の確認>

◆避難先は、災害の特徴等を考慮して、2候補程度を予め選定しておくことが肝要です。

◆避難経路も地図上に予め示しておきましょう。

（避難先・経路の例）

避難先	寺院からの距離	避難所要時間	避難経路	備考
〇〇ビル	800m	10分程度	寺院 → △小学校前 → 〇〇ビル 	津波発生時避難先
〇〇公園	600m	8分程度	寺院 → □スーパー前 → 〇〇公園 	建物倒壊・火災発生時避難先

※避難先や経路の適否は、地元自治体に相談したりして検討しましょう。

（検討に際し、経路を自身で歩いて安全性を確認することも重要です。）

<避難誘導体制の確認>

◆だれがどのエリアの人に避難を指示するか役割を決めておきましょう。

【役割分担の例】

役割	実施内容	担当
避難指揮	・ 避難の指示 ・ 境内地内に残留者がいないか最終確認	****
避難誘導・避難補助（建物内）	・ 安全な避難を呼びかける ・ 歩行困難者等の補助をする （※自身も避難しながら実施）	****
避難誘導・避難補助（境内）		****

◆災害時要援護者（自力での避難が困難な人々）へ十分配慮しましょう。

- ・ 高齢者 ・ 障がい者 ・ 乳幼児 ・ 妊婦 ・ 傷病者
- ・ 日本語が不自由な外国人 等

＜持ち出しリストの作成＞

- ◆あくまで人命安全が最優先となるので、最低限とすることが重要です。
(多くても、非常用持ち出し袋等に入れて無理なく歩ける程度にします。)
- ◆緊急避難時に持ち出すものをリスト化しておきましょう。

【持ち出し例】

＜寺院＞

- ・本尊 ・法宝物 ・聖教 ・備付台帳 ・衣体 等

(※備付台帳は、電子データ化してバックアップをとっておき、それを持ち出すようにすることも有効です。)

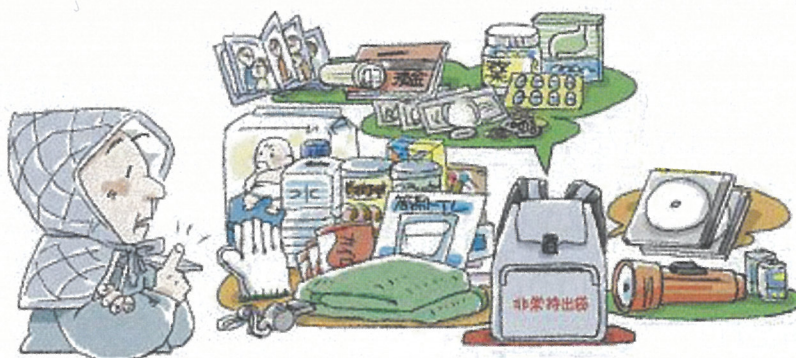
＜各自で準備が必要なもの＞

- ・現金 (千円札や小銭にしておくとしやすいでしょう。)
- ・貴重品 (通帳、印鑑、保険証、身分証明書等、コピーでもよいでしょう。)
- ・家族の写真 (名前も書いておくとしやすいでしょう。安否確認の際に有効です。)
- ・常備薬 ・メガネ ・生理用品 ・紙おむつ (高齢者・乳幼児用) 等

＜一般的なもの＞

- ・飲料水 ・食料 ・懐中電灯 ・携帯トイレ ・肌着 ・軍手 ・タオル
- ・使い捨てカイロ ・ウェットティッシュ ・トイレットペーパー
- ・ポケットコート ・簡易ブランケット ・マスク ・ヘルメット ・マッチ
- ・ライター ・ホイッスル 等

(上記のような一般的なものは、非常用持ち出し袋セットとして販売されているものに入っている場合が多いので、それを活用してもよいでしょう。)



【参考】東日本大震災時における津波避難の成功例

◇ 「釜石の奇跡」

- ・東日本大震災において岩手県釜石市は津波襲来により壊滅的な被害を受け、1000人を超す死者・行方不明者が発生しました。
- ・そのような中、市内の小中学生のほぼ全員2921人が避難行動により、津波の被害から逃れることができ、「釜石の奇跡」と言われています。
- ・東日本大震災の発生時、釜石市の児童や生徒は、学校の管理下にあった子どもだけでなく、下校していた子どもも多くが自身で判断して高台に避難したといえます。

◇ 防災教育の重要性

- ・「釜石の奇跡」は、釜石市内で実践されていた防災教育によるところが大きかったといわれています。
- ・ある小学校では、児童自身が防災マップを作成する取り組みを行っていました。学区内を歩き、災害時の危険箇所や避難場所を自分で書き込んだマップを作成するという、いわば「自家製のハザードマップ」を作る取り組みです。
- ・また、下校時の避難訓練にも取り組んでいました。児童を学校から帰し、帰宅途中に地震が起きたと想定して、防災無線で地震発生を知らせた上で、「どこが安全か」「津波の際はどこに逃げるか」を考えさせ、実際に避難誘導を行ったといえます。
- ・このように児童や生徒自身に考えさせながら体験させる防災教育を通じて津波の怖さを学んできたことが、「釜石の奇跡」につながりました。

◇ 津波避難の3原則

- ・釜石市の防災教育を主導した片田敏孝・群馬大教授は、津波避難の際の原則として以下の3つをあげています。

「想定にとらわれるな」

自然現象に想定内はあり得ず、あらゆる自体が起こると考える必要があり、想定にとらわれてはならないということです。

「最善を尽くせ」

その時にできる最善の行動をとということです。例えば、津波が来たら、とにかく高いところに逃げるということです。

「率先避難者たれ」

一生懸命逃げる姿を見せることで、周囲も一緒に逃げることになる、その結果、多くの人が助かるということです。

※各寺院においても、上記のような取り組みを参考に、ご自身の寺院でどのような取り組みが可能かお考えいただければと思います。

【避難完了後】または【避難が必要ない場合】



この段階では、自身・寺族、参拝者のほか、**門信徒や地域への対応**も求められます。

5. 安否確認・被害状況確認

・以下の要領で境内地内にいる人（寺族、参拝者等）や門信徒の安否確認を行いましょう。

●人的被害の確認

- ・予め決めておいた安否確認方法や安否確認対象リストをもとに、寺族や門信徒の安否確認を行いましょう。
- ・上記の方法で確認が取れない場合は、寺院側からの連絡を試みましょう。

●物的被害の確認

- ・寺院建物・境内地・施設の被害状況を確認しましょう

●人的・物的被害の報告・共有

- ・確認結果を予め決めた連絡先に連絡しましょう。（組事務所、教務所、他）

平時に必要な準備（チェックリスト）

＜安否確認方法の検討＞

- ・予め安否確認方法を決めておきましょう。
（以下のような方法を複数併用して、より確実に安否確認ができるようにしておきましょう。）

□

◆緊急連絡先・連絡網の周知

- ・予め決めた電話番号（住職の携帯電話番号等）を伝えておき、災害発生時にはその電話番号まで連絡するように周知しておきましょう。

◆「災害用伝言ダイヤル」「災害用伝言板」等の活用

- ・災害発生直後は、電話がなかなかつながらないことが想定されます。
NTTが提供する「災害用伝言ダイヤル」や各携帯電話会社が提供する「災害用伝言板」にも自身の安否等のメッセージを登録するように周知しておきましょう。
- ・事前に体験利用やテスト画面等で使い方を習得しておき、実際の災害発生時にも迷わずに安否登録ができるようにしておきましょう。

＜安否確認リストの作成＞

・安否確認の対象者を、以下のようにリスト化しておき、安否確認結果を集計できるようにしておきましょう。

【安否確認リスト：記入例】

氏名	連絡先	確認状況	確認結果	現在の居場所	備考
* * * *	電話 **-*****-**** メール ****@*****	☐ 済み	☐ 無事 ☐ 重傷 ☐ 軽傷	☐ 寺院内 ☐ その他 (場所:)	足が不自由
* * * *	電話 **-*****-**** メール ****@*****	☒ 済み	☐ 無事 ☐ 重傷 ☒ 軽傷	☒ 寺院内 ☐ その他 (場所:)	自宅全壊
* * * *	電話 **-*****-**** メール ****@*****	☒ 済み	☒ 無事 ☐ 重傷 ☐ 軽傷	☐ 寺院内 ☒ その他 (場所: 自宅)	里帰り中

＜報告・連絡先リストの作成＞

・人的・物的被害の状況の連絡先をリスト化しておき、必要に応じ、協力を求めることができるようにしておきましょう。

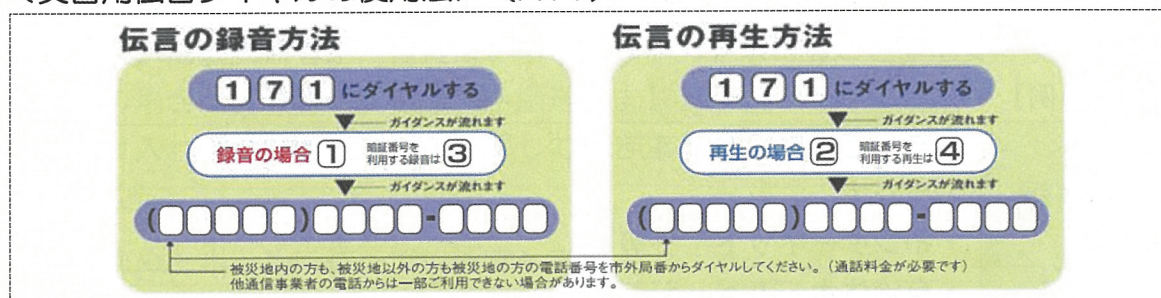
【報告・連絡先リストの例】

	連絡先	連絡先電話番号	担当者	備考
宗派関係	組事務所	**-*****-****		
	教務所	**-*****-****		
	本山社会部			
近隣寺院	* * 寺			
	* * 寺			
防災関係	* * * 市役所防災課			
	* * * 消防署			
	* * * 警察署			
ライフライン関係	* * * 電力			
	* * * ガス			
	* * * 市水道局			
地域関係	* * * 市議会議員			
	* * * 民生委員			
	* * * 自治会長			
	社会福祉協議会			
金融機関	* * 銀行 * * 支店			
	* * 信用金庫 * * 支店			
	* * 保険代理店			
医療施設	* * 病院			
	* * クリニック			
建築関係	* * 建設			
	* * 工務店			
* * *	* * *			

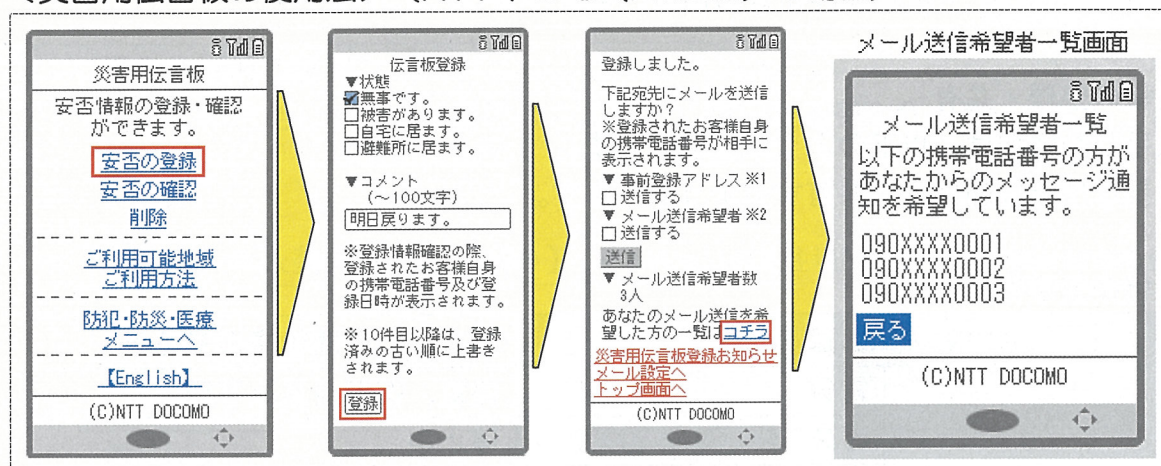
【参考】「災害用伝言ダイヤル」「災害伝言板」とは・・・

- ・災害発生時は、電話やインターネットにアクセスが集中し回線容量を超えることにより、通常行えるはずの通話や通信ができなくなることが想定されます。
- ・通信各社では、以下のような共通の伝言板にメッセージを吹き込んだり、書きこんだりして、安否情報を確認できるようなサービスを行っています。
- ・事前に体験利用やテスト画面等で平時から使い方を習得しておきましょう。

＜災害用伝言ダイヤルの使用法＞（NTT）



＜災害用伝言板の使用法＞（NTT ドコモ（i-mode）の場合）



（NTT西日本、NTTドコモホームページより抜粋）

【各携帯電話会社のアクセス方法】

NTTドコモ	「iMenu」トップページ⇒「災害用伝言板」 http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi
au	「Ezweb」トップページ⇒「災害用伝言板」 http://dengon.ezweb.ne.jp/
ソフトバンク	「Yahoo!ケータイ」トップページ⇒「災害用伝言板」 http://dengon.softbank.ne.jp/
ウィルコム	「CLUB AIR-EDGE/H」LINK」トップページ http://dengon.willcom-inc.com/

6. 情報収集・整理・共有



災害発生時は情報が錯綜します。
複数の情報を整理し、正確な情報把握を心がけましょう。

・被害状況等について、以下の手段で情報収集を行い、必要に応じ、避難者や門信徒への情報提供を行いましょう。

●情報収集

・以下のような情報源から可能な限り多くの情報を入手できるようにします。

【情報源の例】

全国の情報	・ テレビ（ワンセグ等） ・ ラジオ ・ インターネット 等
地域の情報	・ 自治体ホームページ ・ コミュニティラジオ ・ 近隣寺院からの情報 等

●情報の整理・共有

・入手した情報は、以下のように整理します。
 ・必要な情報は関係者に共有するようにします。

【情報の整理例】

インフラの状況	水道	断水、○週間後復旧見込み
	電気	停電、復旧見込み不明
	ガス	停止中
	通信	使用可能（ただし繋がりにくい）
交通網の状況	電車	不通
	バス	不通
道路の状況	〇〇－△△間	土砂崩れのため不通
	◇◇－□□間	二輪車のみ通行可能
医療機関の状況	*** 病院	重傷者のみ受け入れ可
	*** クリニック	被災のため受け入れ不可
	*** 医院	状況不明
各支援の状況	行政からの支援	確認中
	給水車の状況	〇〇に設置

7. 避難者対応



寺院建物や境内地内の安全性の確保が大前提となります。

- ・寺院へ避難してきた方への対応は、建物や境内地の安全性が確保されていることを前提として、以下の要領で行います。

●応急救護

- ・症状が極めて軽い場合は、自ら対応しましょう。
その際、医療関係者が門信徒にいる場合は協力を求めることも重要です。
- ・重傷の場合は、最寄の医療機関へ搬送しましょう。
(受け入れ可能な医療機関を確認しておきましょう)

●避難者受入れ運営

- ・予め決めたルールに従って、運営します。

平時に必要な準備（チェックリスト）

＜受入れ場所の選定＞

- ・受入れを想定している部屋の広さ等から、想定する受入れ人数を検討しておきましょう。

【最大受入れ人数の算出方法（例）】（一人当たりの居住場所の広さを1帖とした場合）

□

部屋の広さ（帖数）

—

通路分（帖数 × 1／3）

（例）

150帖の部屋の場合であれば、 $150 - 50 = 100$ 人 となります。

＜受入れ基本ルールの検討＞

- ・以下のような事項について、どのように行うかを予め決めておきます。

【検討が必要な事項（例）】

□

- ・食糧・水、物資の配給方法 ・トイレの使い方
- ・情報の掲示場所 ・避難者立ち入り禁止の場所
- ・名簿作成 ・防火・防犯体制 ・部屋割り 等

【避難者ルールの例】

避難者のルール

当寺院での避難者のルールは以下の通りです。
皆様のご協力をお願い申し上げます。

- ・ 避難者の皆様は、世帯単位で名簿への記入をお願いします。
(安否の問い合わせの際に使用するものなので、正確に記入をお願いします。移転する場合は、移転先を記入してください。)
- ・ 防犯上、夜間は施錠します。門限は 22 時です。外出する場合は寺院担当者に声をかけてください。
- ・ 「立入禁止」「使用禁止」等の張り紙の内容には必ず従ってください。

【禁止事項】

- ◆ 大声、大きな音を発する等、他の方の迷惑となること。
- ◆ 建物内での火気使用、飲酒、刃物、燃料等の危険物の持ち込み
- ◆ 建物内での土足（靴は靴袋に入れて各自で保管）
- ◆ 喫煙場所以外での喫煙（喫煙所は**にあります）
- ◆ ペットの建物内への持ち込み（ペットは**に避難スペースがあります。）
- ◆ その他、避難所運営上支障となること。

***寺 住職

＜自治体・近隣寺院・近隣医療機関との連携＞

- ・ 災害発生時の対応は、各寺院のみで完結するのではなく、地域全体で行うべきものです。特に避難所ではさまざまな対応が求められます。
- ☐ 門信徒等の中に、医療関係や行政関係者のような方々がいいるかどうか予め確認し、避難者受入れ時に協力を求められるようにしておきましょう。
- ・ 協力先をリスト化し、日頃から情報交換しておきましょう。

＜指定避難所認定の可能性確認＞

- ・ 市町村から「指定避難所」に認定されていると、被災時に公的な支援等が受けられる等の利点があります。
- ☐ 一方、認定されるかどうかは各市町村の判断となります。したがって、予め地元自治体に相談しておくとういでしょう。
(申請方法も併せて確認しておきましょう。)

<備蓄品の整備>

- ・避難者対応にはさまざまな物資が必要です。したがって、受入れを想定する人数や期間に応じて、以下のような備品をそろえておくことが求められます。

【必要な備蓄品例】

物品		備考（分量等）
☐	食料	1日1人3食分 × 受入れ想定人数 × 想定日数
☐	飲料水	1日1人3L × 受入れ想定人数 × 想定日数
☐	バケツ・ポリタンク	生活用水（飲料水以外）の保存用
☐	医薬品	救急箱等
☐	調理道具一式	鍋、ヤカン等
☐	食器類	避難想定人数分（使い捨てでよい）
☐	調理用燃料	カセットコンロ等
☐	その他燃料	灯油、ガス等
☐	毛布、ブランケット	避難想定人数分
☐	布団、ベッド	可能な範囲で準備（支援が必要な方用）
☐	下着類	1日1人1セット × 受入れ想定人数 × 想定日数
☐	タオル	可能な範囲で多めに準備
☐	女性用生理用品	可能な範囲で準備
☐	介護用品	可能な範囲で準備
☐	乳幼児用品（オムツ、ミルク）	可能な範囲で準備
☐	照明	ランタンや懐中電灯等
☐	非常用発電機	主に夜間の照明や通信に使用
☐	テレビ	電池も使用可能のものが望ましい
☐	ラジオ	電池も使用可能のものが望ましい
☐	簡易トイレ、トイレトイペーパー	1日1人5回分 × 受入れ想定人数 × 想定日数
☐	ストーブ	冬期の避難用
☐	扇風機	夏期の避難用
☐	工具	スコップ、のこぎり、ハンマー等
☐	電池	使用を想定している器具に合わせ、多めに準備
☐	拡声器	避難誘導等に使用
☐	仮設用テント	基本的には受付等として使用
☐	自転車、バイク	近隣への移動用

（避難者の受入れが長期化する場合）

- ・原則として、各寺院における避難者受入れは3日間程度を想定しますが、仮にそれ以上の長期にわたる避難所運営（自ら運営、または、ボランティアへの境内地提供等）を行うこととなった場合は、地元自治体と連携して対応することが特に重要となります。
- ・そのようなことも念頭において、地元自治体との連携を平時から行っておくことが重要となります。

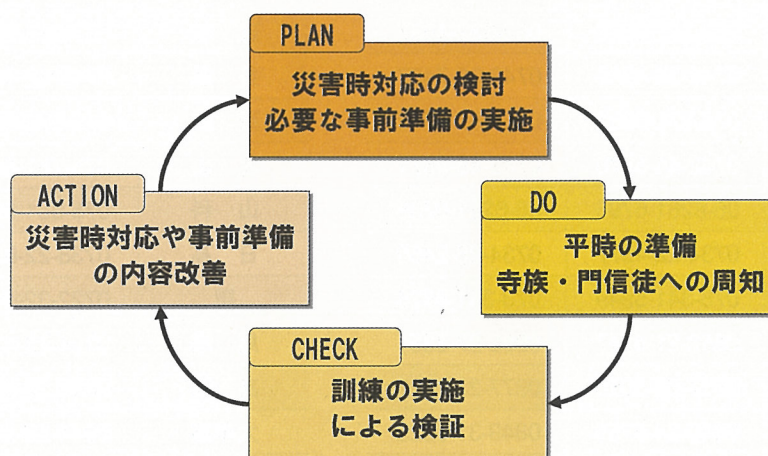


各寺院での災害対策の運用について

1. PDCAサイクルによるメンテナンス・ブラッシュアップ

- ・各寺院においては、本マニュアルをもとにして、各寺院の実態に応じた対応の検討や必要な事前準備を進めておきましょう。
- ・ただし、対応の検討や事前準備を行うことは、災害対策のスタートにすぎません。災害発生時の対応体制は一朝一夕にできるものではなく、PDCAサイクルを通して継続的に改善していくことが欠かせません。各寺院におかれては、備蓄品の整備や、避難場所・避難経路の周知等を行うとともに、訓練の実施等を通じて、災害発生時の対応や体制のメンテナンスやブラッシュアップを続けていきましょう。

【PDCAサイクルによる運用】



2. 寺院復興のための経済的な手当てについて

- ・1. に記したような取組みを通じて、各寺院は災害による被害を減らしていくことは不可欠ですが、それでも一定程度の被害を避けることはできません。
- ・そのような「避けることができない被害」から寺院を復興させるには、経済的な対応を手当てしておくことも必要となります。たとえば、現在加入されている損害保険等の補償の見直しや、地震による被害を補償できる保険の加入により、万が一の際の復興費用の支えを確保するといった「事後の備え」についても十分検討し手当てしておきましょう。



教区教務所・直轄寺院・直属寺院一覧表

教 区	電話番号	FAX 番号
北海道	札幌別院	011-611-9623 011-612-0914
東 北	仙台別院	022-222-8567 022-261-7296
東 京	築地本願寺	03-3541-1666 03-3546-1860
長 野	長野別院	026-232-2621 026-235-0120
国 府	国府別院	0255-43-2742 0255-44-5497
新 潟	新潟別院	0258-72-2120 0258-72-2536
富 山	富山別院	076-421-6672 076-424-8246
高 岡	西本願寺 高岡会館	0766-22-0887 0766-21-5152
石 川	金沢別院	076-221-0429 076-221-6417
福 井	福井別院	0776-23-2507 0776-27-0058
岐 阜	岐阜別院	058-262-0231 058-263-7353
東 海	名古屋別院	052-321-0028 052-332-4097
滋 賀	八幡別院	0748-33-4256 0748-36-7457
京 都	顕道会館	075-371-6981 075-361-1522
奈 良	奈良教堂	0742-44-5878 0742-48-8571
大 阪	津村別院	06-6261-6796 06-6261-6735
和歌山	鷺森別院	0734-22-4677 0734-28-2450
兵 庫	神戸別院	078-341-5949 078-341-8526
山 陰	山陰会館	0852-21-4747 0852-27-8351
四 州	塩屋別院	0877-22-3016 0877-23-8197
備 後	備後会館	0849-24-5759 0849-31-9323
安 芸	広島別院	082-231-9052 082-292-1186
山 口	山口別院	08397-3-4111 08397-3-4631
北 豊	鎮西別院	093-381-0790 093-391-8974
福 岡	福岡会館	092-771-9081 092-771-8914
大 分	別府別院	0977-22-0146 0977-24-7831
佐 賀	佐賀会館	0952-23-7017 0952-29-3854
長 崎	長崎会館	0957-22-3011 0947-24-0761
熊 本	熊本別院	096-343-8283 096-345-9167
宮 崎	宮崎別院	0985-22-8022 0985-24-1492
鹿児島	鹿児島別院	0992-22-0051 0992-26-4526
	沖縄別院	098-860-7009 098-860-7469

直轄・直属寺院	電話番号	FAX 番号
築地本願寺	03-3541-1131	03-3541-7071
帯 広	0155-23-3720	0155-21-4989
小 樽	0134-22-0744	0134-29-4080
江 差	01395-2-0567	01395-2-1949
函 館	0138-23-0647	0138-23-2630
松 本	0263-32-4743	0263-32-4743
井 波	0763-82-1246	0763-82-7160
吉 崎	0776-75-1903	0776-75-1903
笠 松	058-387-3557	058-387-3557
三 河	0564-22-4168	0564-28-7953
赤野井	077-585-0023	077-585-0023
近 松	077-524-0684	077-523-5243
長 浜	0749-62-4555	0749-62-4555
西 山	075-392-7939	075-394-4416
北 山	075-781-5435	075-781-5523
山 科	075-581-0924	075-593-8822
日 高	0738-22-0518	0738-24-2577
堺	0722-32-4417	0722-32-3774
尾 崎	0724-72-4128	0724-72-0011
高 知	0888-23-8390	0888-23-8392
大牟田	0944-52-2924	0944-52-7087
四日市	0978-32-1901	0978-32-1901
人 吉	0966-22-3316	0966-24-7125
福 光	0763-52-2332	
円 陵	0776-66-1624	
池 野	058-262-0231	058-263-7353
伊 勢	0596-28-8459	0596-24-8283
八日市	0748-24-1340	0748-24-1992
至 心	075-371-5547	075-371-4070
江 並	0862-76-8386	0862-76-8386
門 司	093-321-2019	093-321-2019



宗務所 電話・FAX番号

部 門		電話番号	FAX番号
浄土真宗本願寺派 宗 務 所	業務時間内連絡用	075-371-5181（代表）	075-351-1211
	業務時間外緊急連絡用	075-371-5221（代表）	
社 会 部	災害対策担当	075-371-5050（直通）	075-365-6199

発 行 社会部＜災害対策担当＞
 〒600-8501 京都市下京区堀川通花屋町下る
 浄土真宗本願寺派 宗務所
 監 修 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
 印 刷 株式会社 アースワーク



浄土真宗本願寺派